

平成26年度第1回帯広市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時：平成27年2月18日（水）午前10時00分～午前11時00分

場 所：帯広市役所10階第5B会議室

出 欠：出席委員 8名、代理出席 3名、事務局 3名

会議概要

1. 開会（10：00～）

（前川事務局長）

- ・本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき設置しているが、交通政策基本法の施行をうけて、昨年11月20日に、この地域公共交通活性化再生法も一部改正されている。
- ・こうした国の法改正の内容と、これを受けての帯広市の取り組みの方向性について説明させていただきたい。

※人事異動等により変更となった委員および事務局員の紹介

※協議会規約第4条第1項による会長の就任報告

※委員自己紹介および事務局員の紹介

※本日の会議は11名の出席があり、規約第6条第2項による過半数の出席があることから、会議が成立していることの報告。

2. 議事（10：00～）

（黒田会長）

- ・交通政策基本法が平成25年12月に施行され、これを受けて平成26年11月20日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正となっている。
- ・この改正により、地方公共団体には、まちづくりの観点からの交通施策の推進が求められており、国においてもこれらの取り組みを後押しする支援がなされる予定となっている。
- ・本日は、こうした国の法改正をうけて、帯広市における交通計画の策定等について協議していく。

（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正について

（2）地域公共交通確保維持改善事業について

- ・事務局より説明 資料2 資料3

（黒田会長）

- ・ただ今事務局より説明のあったとおり、交通政策基本法の施行をうけた地域公共交通活性化再生法の改正により、地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を策定することが可能となり、国においても計画に基づく支援メニューが用意されている。

・また、形成計画策定に係る経費については、地域公共交通調査等事業として、定額の国の補助制度を活用することができるとの説明だった。

・ただ今の説明について、帯広運輸支局より追加の説明があればお願いしたい。

(帯広運輸支局 頼本委員)

・地域公共交通網形成計画の策定状況については、全国では既に2件の策定実績がある。北海道内では、帯広市の他、函館市、千歳市が策定を検討していると聞いている。補助制度については予算の関係もあり、全国からの要望の状況や調査内容により配分されることになるが、計画策定にあたっては皆さんのご意見をいただきながら進めていくことになると思う。

(十勝バス 長澤委員)

・計画策定にあたり、路線の再編内容を明確に示す必要があるのか。それともイメージでよいのか。

(帯広運輸支局 頼本委員)

・今、帯広市が検討している形成計画は、交通政策基本法の理念であるまちづくりと一体となった交通計画のマスタープランとして方向性を示すものであるため、イメージになると思うが、その下の再編実施計画の策定については、年度計画を立てながら具体的な交通網を示す必要がある。再編実施計画の策定や、再編実施事業についても国の補助がある。

・ただし、予算額が限られているので、今後全国的に実施する自治体が多くなることを考えると、早いうちに動き出すというのは一つの方法だと思う。国の目標として、5年以内で200本の形成計画策定を目指している。

(十勝バス 長澤委員)

・再編計画の実施期間は何年になるのか。

(帯広運輸支局 頼本委員)

・計画の作り方による。

(3) 形成計画の策定と今後のスケジュールについて

・事務局より説明 資料4

(黒田会長)

・地域公共交通網形成計画の策定に向けて、国の補助事業への申請をしたいとの説明だった。ご意見、質問等あればお願いしたい。

(北海道拓殖バス 小森委員)

・調査事業については理解したが、計画策定にあたっての、まちづくりの関係性

については、帯広市としてはどのようなイメージを持っているのか。

(黒田会長)

・まずは調査事業により地域の現状把握し、そこで明らかになる課題をうけて、マスタープランとしての形成計画をどう構築していくかは協議となる。その段階で総合計画、都市計画、中心市街地活性化基本計画等、まちづくりに関連する施策との整合性を十分意識しながら、まちとしての交通の議論に進んでいくというイメージ。

(十勝バス 長澤委員)

・今回は調査事業の申請についてということか。

(黒田会長)

・まずは検討の入り口となる現状把握の調査を行うにあたり、協議会事業となるので、申請前に皆様にお諮りしたいと考えている。

(帯広運輸支局 頼本委員)

・形成計画は国の調査事業を活用せずに策定しても構わないし、もちろん活用してもいい。まずはマスタープランとなる形成計画をつくったうえで、再編事業等さまざまな事業への補助をうけることができる。再編計画をつくることで既存の補助事業の要件を緩和することも考えている。

・まずはスタートラインとして形成計画を策定することで、次の事業実施に進むことができる。事業者さんには、現状の把握と課題の抽出をするなかで、実施したい事業の提案をし、帯広市さんが計画に載せることで補助を活用できるかもしれない。

(十勝バス 長澤委員)

・調査事業の補助をうけると、自動的に再編推進事業に移行することになるのか。

(黒田会長)

・まず形成計画を策定したのち、再編事業を実施するにあたっては再編実施計画を策定することになる。再編実施計画に書いてある事業が補助対象事業となる。

(帯広運輸支局 頼本委員)

・再編実施計画に書いてあっても、そのすべてが補助対象になるとは限らない。その時々で補助対象となるメニューが変わるので、事業を実施するときに適した補助メニューがあれば計画を策定した自治体は優先的に活用できる。

(黒田会長)

・国の補助事業を活用した事業実施が現実的な検討の土台になると思う。

補助率等についても不透明な部分は多いので、十分精査しながら議論を平行して進めて行くという流れになる。

(黒田会長)

- ・ほかに意見等があれば伺う。
- ・それでは、協議会として地域公共交通網形成計画の策定に向け、国の地域公共交通確保維持改善事業へ補助申請をするということで決定してよろしいか。

(異議なし)

(4) 帯広市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

- ・事務局より説明 資料5 資料6

(黒田会長)

- ・このことについて、意見等があれば伺いたい。

(十勝バス 長澤委員)

- ・このことについてではないが、先ほどの資料4の(2)において、交通担当部局の他、他の部局との連携した協議と書いてあるが、この協議会と他の部局との関わり方について、帯広市の考え方を聞きたい。

(黒田会長)

- ・この協議会との関わり方については、オブザーバーになるのか、協議会の中に入るのか、具体的なものはまだないが、できるだけ連動して進められるような形をつくっていききたいと考えている。

(黒田会長)

- ・規約の改正の他、全体を通して、また関連事項について意見等があれば伺いたい。

(特になし)

(黒田会長)

- ・平成20年の連携計画以来、6年ぶりの計画策定となる。5月に交付決定がされたのちには、年に数回協議会を開催することになるので、ご協力をお願いしたい。

3. 閉会 (11:00)